令和８年度（2026年度）

甲種防火管理再講習案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第３条に規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習のうち、「甲種防火管理再講習」を次のとおり実施します。

１　受講対象者

舞鶴市内に所在する建物の収容人員が３００人以上である劇場、ホテル、物品販売店舗、病院等の特定防火対象物（消防法施行令第４条の２の２第１号）の防火管理者として選任されている方。（消防法施行規則第２条の２の２に規定する乙種防火管理講習修了者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

２　受講義務（上記受講対象者のうち）

(1)　「甲種防火管理再講習」は５年に１回受講する義務があります。

(2)　選任された日が防火管理講習を受講してから４年を超える方は、防火管理者に選任された日から１年以内に受講する義務があります。

(3)　最後に防火管理講習を受講した日以後における最初の４月１日から、５年以内に受講する義務があります。

※　現在、防火管理者として選任されていない方は、対象ではありません。

３　講習日時・講習場所・申込期間

講習日時	令和８年８月３日（月）１３時３０分から１５時３０分まで
講習場所	舞鶴市西消防署２階講堂兼研修室（舞鶴市字西１０８番地３）
申込期間	令和８年７月３日（金）から７月２７日（月）まで
定　　員	１０名

※　令和８年度より講習会場を『舞鶴市西消防署』に変更しています。西総合会館ではありませんのでご注意ください。

４　受講料について

受講は無料ですが、講習会当日にテキストを購入いただく必要があり、テキスト代として１,６５０円をご持参ください。

【お釣りのないようにご協力をお願いします。】

なお、テキストの返却及び返金はできません。

※　一度購入されたテキストの返却及び返金はできません。

5　申込方法

電子申請による申し込みとなります。以下の二次元コードから申し込みいただくか舞鶴市消防本部ホームページ（ https://www.maizuru119.com/sikaku1.html ）からも申し込みいただけます。

※　申込時に前回の甲種防火管理新規講習（又は再講習）の修了証の写しを添付してください。

〔申込用二次元コード〕

6　申込窓口

電子申請での申し込みが難しい方は、以下の窓口でも申し込みが可能です。電話での申込み受付は行っておりません。

受付窓口		電話番号	受付時間
舞鶴市東消防署 予防課	浜80番地の4	0773-65-0119	平日 8:30～17:15
舞鶴市西消防署 予防課	西108番地3	0773-77-0119	

7　講習内容

講習日	講習科目	受付時間
８月３日	オリエンテーション	13:30～13:35
	防火管理に関する法令改正の概要	13:35～14:25
	火災事例等の研究に関すること	14:35～15:25
	修了証交付・質疑	15:25～15:30

8　修了証交付

本講習を修了された方には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。

【遅刻又は途中退席をされた方には、修了証を交付することはできません】

9　講習当日の持ち物

・顔写真つき本人確認書類
・筆記用具
・印鑑

講習会当日は、次の顔写真付き本人確認書類のいずれかをご持参ください。
◯運転免許証
◯運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付したものに限る。）
◯パスポート
◯マイナンバーカード（通知カード不可）
◯顔写真つき住民基本台帳カード
◯在留カード
◯特別永住者証明書
◯障害者手帳
◯その他顔写真、氏名、生年月日、住所等が確認できる公的証明書

顔写真付き本人確認書類が用意できない場合は、健康保険証とキャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等の氏名が確認できるものいずれか１点の併せて２点をご持参ください。

※　必ず「顔写真」「氏名」「生年月日」が確認できるものをご持参ください。確認できない場合は受講することができません。

10　その他の注意事項

(1)　受講義務者が受講期限内に受講しなかった場合には、防火対象物に適応した防火管理者としての資格を有しないこととなるため、防火管理者が未選任となります。

(2)　防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合には、認定の取消し要件に該当することになります。

(3)　発熱や風邪の症状がある場合は受講をお控えください。